

和歌山県私立高等学校等通信制課程設置認可等に関する審査基準

和歌山県知事（以下「知事」という。）が、私立高等学校及び私立中等教育学校（以下「高校」という。）の通信制課程及び学科の設置、通信制課程のみを置く高校（以下「通信制高校」という。）の設置、学則の変更（通信制課程の収容定員に係るもの及び広域の通信制課程に係るものに限る。）並びに通信制高校の設置者の変更に係る認可を行う場合は、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）（以下「基準」という。）及び高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。）その他関係法令の定めるもののほか、この基準に基づき審査する。

第1 通信制高校の設置認可

1 私立の通信制高校の責務

私立の通信制高校は、次に掲げる責務をいずれも果たすものでなければならない。

- (1) 学校教育が果たすべき重要な役割を自覚し、教育の質の向上に努めること。
- (2) 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。
- (3) 家庭、地域住民その他の関係者と、相互連携及び協力に努めること。
- (4) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づいて定めた本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を理解し、本県の教育課題の解決に寄与すること。

2 名称

通信制高校の名称は、当該通信制高校の目的を考慮し、通信制高校の名称として適切なものであり、かつ、既存の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する学校（以下「一条校」という。）の名称と紛らわしくないものであること。

3 立地

通信制高校の位置は、教育上及び安全上適切な環境であること。この場合において、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 崖崩れ等自然災害に対して安全であること。
- (2) その他教育上ふさわしくない施設が近隣に立地していないこと。

4 規模

通信制高校の規模は、適正な教育条件を確保するため、既存の高校の収容定員等の状況を考慮した適切な規模であり、かつ、生徒の確保が十分可能なものであること。

5 教育実施区域

- (1) 通信制高校で教育を受ける生徒の住所（以下「教育実施区域」という。）が、和歌山県内のほか、他の2以上の都道府県に及ぶ場合（以下「広域通信制課程」という。）には、当該都道府県の意見に配慮しなければならない。
- (2) 教育実施区域は、面接指導に支障のない範囲で定めるものとする。

6 教員

教員は、各教科に応じた教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく普通免許を有する者を配置し、また特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮する

など、教育水準の維持向上が図られる構成であること。

7 施設及び設備等

- (1) 通信制高校の教育の用に供する施設は次に掲げるものとする。
 - ア 実施校（規程第3条に規定する実施校で本校及び分校をいう。）
 - イ 協力校（規程第3条に規定する協力校をいう。）
 - ウ 指定技能教育施設（法第55条第1項に規定する施設をいう。）
- (2) 分校は、面接指導に際し、生徒の修学を図る上で必要と認められる場合に限り設置されるものとし、組織的・施設的に分離独立しており、生徒にとって独立の高校と認められるもので、各分校ごとに（3）を満たすものとする。
- (3) （1）には、規程第9条第1項各号に掲げる施設並びに規程第10条第1項の校具及び教具を備えるとともに、教育目標を達成するために必要かつ十分な施設及び設備を備えなければならない。
- (4) （1）のアは、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合には、通信制高校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が設置する他の法第1条で定める学校（以下「一条校」という。）等の施設及び設備を使用することができる。
- (5) （4）に基づき、申請者が設置する他の一条校等の施設及び設備を使用する場合においても、原則として基準及び規程において必要とされる面積を確保していること。
- (6) （1）のアの分校、イ及びウを設置する場合は、各施設ごとの収容定員を学則に定めなければならない。

8 資産等

- (1) 7の（1）のアの校地、校舎その他の施設は、自己所有であり、負担附（担保に供せられていること等をいう。）でないこと。
- (2) （1）にかかわらず、申請者が認可申請時まで地方公共団体の校地、校舎その他の施設を長期にわたり安定して使用する権利を取得している場合は、この限りでない。
- (3) （1）にかかわらず、日本私立学校振興・共済事業団からの借入金に係る担保はこの限りでない。
- (4) 7の（1）のアの設備は、（3）に基づき地方公共団体の校地、校舎その他の施設を長期にわたり安定して使用する権利を取得している場合を除き、自己所有であり、負担附でないこと。
- (5) 通信制高校の設置に係る負債（日本私立学校振興・共済事業団からの借入金を除く。）がないこと。
- (6) （5）にかかわらず、既に私立学校を設置している学校法人が通信制高校を設置する場合は、次の基準を満たす借入金は認める。
 - ア 借入金額が校地取得費及び校舎建築費の3分の2以下であること。
 - イ 借入先が、銀行法（昭和56年法律第59号）に基づく認可を受けた銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）に基づく認可を受けた信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく認可を受けた信用協同組合、株式会社日本政策金融公庫又は株式会社商工組合中央金庫であること。
 - ウ 適正な返済計画があり、かつ、実行可能であること。

エ 当該借入後において、学校法人の総資産額に対する前受金を除く総負債額の割合が30%以下であり、かつ、学校法人の負債に係る各年度の償還額が当該年度の帰属収入の20%以下であること。ただし、通信制高校の設置が学校法人の経営改善に資するものであり、借入金額が学校法人の経営状態に多大な影響を及ぼさないと認められる場合はこの限りでない。

- (7) 開設年度の人件費の3分の1に相当する運用資金を保有していること。
- (8) 校地及び校舎が借用の場合には、(7)にかかわらず、認可申請時において開設年度から完成年度（開設年度に第一学年に入学した生徒が通常卒業すべき学年に達する年度をいう。）までの経常的経費に相当する運用資金を保有していること。
- (9) 開設年度から少なくとも3年間の通信制高校の運営に係る予算について、適正な計画を立てており、授業料、入学料等現金の経常的収入その他の収入で収支の均衡を保つことが可能であると認められること。

9 学校法人等の管理運営

学校法人等の管理運営において、適正を欠く事実がないこと。この場合において、既設の学校等の管理運営の状況に関し、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 法令の規定及び当該規定による処分並びに寄附行為に基づく登記、届出、報告等の適切な実施
- (2) 役員間、教職員間又はこれらの者間における訴訟その他の紛争の有無
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団等からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払いを含む。）の状況及びその徴収する掛金若しくは公租・公課の納付の状況

10 資格

申請者は次に掲げるものでないこと。

- (1) 法第4条、第130条及び第134条に定める認可の申請において、偽りその他不正の行為があった者（当該行為が著しく軽微である等の理由により本則を適用する必要がないと知事が認めるものを除く。）であって、当該行為が判明した日から起算して5年を経過していないもの。
- (2) 法第13条、第133条及び第134条の規定により学校等の閉鎖命令処分を受けた日から起算して5年を経過していない者（学校等の閉鎖命令処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該学校等の廃止についての認可の申請又は届出を行った者（当該学校等の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該申請又は届出の日から起算して5年を経過していないものを含む。）。

第2 通信制課程の設置認可

高校が通信制課程の設置認可を受けようとする場合は、第1の1及び4から10（8の（7）及び（8）を除く）を準用する。この場合において「通信制高校」は「通信制課程」と「開設年度」は「設置年度」と読み替えるものとする。

第3 学科の設置認可

高校が通信制課程の学科の設置認可を受けようとする場合は、第1の1及び4から10（8の（7）及び（8）を除く）を準用する。この場合において「通信制高校」は「学科」と、「開設年度」を「設置年度」と読み替えるものとする。

第4 収容定員に係る学則変更認可

収容定員を増員する学則変更認可を受けようとする場合は、第1の4から10（8の（7）及び（8）を除く）までを準用し、定員を削減する学則変更場合は、第1の4から7を準用する。この場合において「通信制高校」は「収容定員を変更しようとする高校」と、「設置認可」は「学則の変更認可」と、「開設年度」は「変更年度」読み替えるものとする。

第5 広域通信制課程に係る学則（収容定員に係るものを除く）の変更認可

- 1 広域通信制課程を置く高校又は通信制高校の学則変更のうち収容定員に係るものを除く学則変更認可を受けようとする場合は、第1（8の（7）及び（8）を除く）を準用する。この場合において「通信制高校」は「学則を変更しようとする高校」と、「設置認可」は「変更認可」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。
- 2 広域通信制課程でない高等学校又は通信制高校が、広域通信制課程に変更する場合における学則の変更認可を受けようとする場合についても、1を準用する。

第6 通信制高校の設置者の変更認可

第1の7から10（8の（7）及び（8）を除く）を準用する。この場合、「通信制高校の設置認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）」は「通信制高校の設置者変更認可を受けようとする者」と「申請者」は「変更後設置者となる者。（以下「新設置者」という。）」と「開設年度」は「変更年度」読み替えるものとし、認可申請書提出時点での設置者（以下「旧設置者」という。）は審査の対象としない。

第7 申請手続き及び標準処理期間

1 通信制高校の設置認可

（1）計画書の提出

申請者は、別に定める計画書を開設年度の前々年度の11月末日までに知事に提出すること。

（2）計画書の承認

ア 知事は（1）で提出のあった計画書の内容について、審査し、開設年度前々年度の3月末日までに申請者にその結果を通知する。

イ 知事は計画書審査に当たっては、必要に応じて和歌山県私立学校審議会（以下「審議会」という。）及び次の関係機関の意見を聴くとともに現地調査を行う。

（ア） 和歌山県教育委員会

（イ） 関係市町村の教育委員会

（ウ） 和歌山県私立学校連合会

（エ） 申請者がすでに学校を所有している学校法人等の場合は当該法人または当該学校の所轄庁

（3）申請書の提出

（2）で計画書の承認を受けた申請者は、認可申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添えて、開設年度の前年度の4月末日までに知事に申請すること。

（4）申請書審査期間

知事は、適正な内容の申請書を受領後、内容を審査の上、開設年度の前年度の

3月末日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、その旨を速やかに申請者に通知する。

2 通信制課程の設置認可

1を準用する。この場合、「通信制高校の設置」は「通信制課程の設置」と、「開設年度」は「設置年度」に読み替えるものとする。

3 学科の設置認可

1を準用する。この場合、「通信制高校の設置」は「学科の設置」と、「開設年度」は「設置年度」に読み替えるものとする。

4 収容定員に係る学則変更認可

1を準用する。この場合、「通信制高校の設置」は「収容定員に係る学則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。ただし、収容定員を減員する場合は、1の(3)及び(4)を準用し、計画書の提出及び承認を要しない。

5 広域通信制課程に係る学則（収容定員に係るものを除く。）の変更認可

1の(3)及び(4)を準用し、計画書の提出及び承認を要しない。この場合、「通信制高校の設置」は「学則の変更」と、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。

ただし、上記学則変更のうち、変更内容が軽微な字句修正などで、第1に掲げる基準による審査を要しないと認められる場合は、あらかじめ知事が指定する手続によるものとする。

6 通信制高校の設置者の変更認可

(1) 申請書の提出

旧設置者及び新設置者（第6において読み替える場合の「新設置者」をいう。以下同じ。）の連名による認可申請書に知事が定める書類を添えて、設置者を変更しようとする年度の前年度11月末日までに知事に提出することとする。ただし、新たに学校法人を設立し新設置者となる場合は、設置者を変更しようとする年度の前年度4月末までに提出することとし、計画書の提出及び承認は要しない。

(2) 申請書審査期間

1の(4)を準用する。この場合、「開設年度」は「変更年度」と読み替える。

附 則

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

2 ただし、この基準の施行の日前に計画書が提出されている通信制高校および通信制課程については、なお従前の例による。